

法における美的契機

石川, 澄雄

(出版者 / Publisher)

法政大学教養部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学教養部紀要. 社会科学編 / 法政大学教養部紀要. 社会科学編

(巻 / Volume)

105

(開始ページ / Start Page)

159

(終了ページ / End Page)

175

(発行年 / Year)

1998-02

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004866>

《研究ノート》

法における美的契機

石川 澄 雄

はじめに

わが国の法学（および法学者）に大きな影響を与えたグスタフ・ラートブルフ（Gustav Radbruch）は、その著『法哲学』および『法哲学入門』の中にそれぞれ「法の美学（Ästhetik des Rechts）」と題する1章を置き、法が美的評価ないし考察の対象となりうる旨を述べている⁽¹⁾。もっとも、その叙述内容・項目はやや限定されており、また「美学」あるいは「美」自体に対する言及もとくになされてはいないので、その点につき「美学」としての物足りなさがあることは否めない。にもかかわらず、一般に対極にあるかのようにみられがちな「法と美」とを連関させてこれを考察対象としたことは、ある意味で卓見と評してよいと思われる。ところが、ラートブルフから多くを学んだと思われるわが国の法学（および「法哲学」）においては、彼が比較的重視したと思われる「法と美」の連関をめぐる問題が、まったくといってよいほどに考察対象から外れてしまっているか、あるいは等閑視されているとの印象を強く受けるのである（実は、これは必ずしもわが国だけではなく、ドイツをはじめ諸外国でも同様といえるようである）。

そもそも、「法と美」の連関問題は、特異な観念論的領域に属するものとして、法学分野では取りたてて考察する意義に乏しいものなのであろうか。たしかに、上記ラートブルフの著書中の「法の美学」という章題は、たんに便宜的につけられたもので、彼自身には特段江湖に考察を促すほどの積極的な意図はなかった、と思えなくもない。実際、法に関する独立の「美学的考察」を行った著述もとくに見当たらない。

けれども、かねて私は、ラートブルフとは異なった視点から、人それぞれの固有の美的判断ないし美意識というものが、その諸行動や行為を方向づける根

元的な要素となっているのではないかと、との思いを抱いており、とくに法行動や法意識、さらには法的思考から個々の法解釈に至るまで、この要素あるいは視座を抜きにすることはできないのではないかと考えている。

ここに、法における美的契機を探る意義の一斑を見出すのであるが、本稿は、このような問題意識に端を発し、法学分野において殆ど顧慮されていない「法と美」をめぐる問題について、法的観点から若干の考察を試みるものである。ここではラートブルフとはややアプローチを異にし、すなわち、ラートブルフのように各ジャンルに分けて美的モメントを論じるよりも、もう少し根元的に捉えることに重きを置いてみたい。もっとも、問題の性質上今後の検討に俟つところがきわめて多く、本稿は当面の問題意識を覚え書き風にまとめたものにすぎない。大味での外れな議論を行っていると思われるのはそのためでもあることを、あらかじめお断りしておきたい。

「美的範疇」としての法

上述のように、一般的に法と美とは対極に位置するもの、いわば「水と油」の関係にあるかのような印象がもたれている。実際、法をはじめとする種々のルールに対し、これまでになんらかの場面もしくは機会において、自覚のないし積極的に「美」を感じたという人は恐らく稀であろうと推察される。とくに「日本人の法嫌い」はわが法学における一大研究対象でもあるが、しかし「法嫌い」は必ずしも日本に限ったことではなく、外国においても、従来一般的に法に対しては不快感・嫌悪感・忌避感、等々、概して否定的ないしマイナスのイメージが抱かれていることも確かである¹⁹⁾。したがって、「法的な美」と言うこと自体、多分に詭弁めいた響きを与えないともがらしない。まさにここに法における美的契機を論じることの難しさもあるのだが、しかし、もとより美というものが個々人の主観的評価にかかわるものであるとするならば、たとえば、絵画・彫刻・映像・演劇・「自然および人工の風景・景観」等々の、「ストレートな美的体験」を得られる対象のみを問題とすることも、ある意味では皮相であると思われるのである。

すなわち、法といえども十分に美的評価、美的考察の対象となり得るということである。むしろ、そうしてこそ、上述のように人間の法的行為・行動の理由づけ等々に関するあらたな視座も得られると思われるのである。

実際、後にも触れるように、「法的世界」は美的世界でもあると言い得るほどに、その観念世界には美的要素が横溢しており、大きな美的秩序が形成されているとさえ私には思えるのである。

ところでこのような見方は、結局は万物が美しいといったいわゆる汎美主義(Panästhetizismus)に通じるもので、美の示す諸様相の性格を明確に規定しにくくなる、等の批判も予想される場所であるが³³⁾、美的価値判断の主観性ということを考えて、「汎美的」であることは事実上不可避であるようにも思われるのである。

やはり、基本的には「美的契機」はあらゆる領域にこれを見出すことが可能であると言わざるを得ない。なぜなら、「美なるもの」は客観的にそこに在る(実在する)というわけではなく、上述のように個々人の主観的評価にかかわるものであるゆえに、それはあくまでも人が「感じ(直感性)」、「見出す(直観性)」³⁴⁾ 価値であるからである。当然ながら人はまったく自由に、あらゆる対象に対して美的評価もしくは美的価値判断をすることができる。

したがってこの意味で、美的評価の埒外にあるとさえ受け取られがちな法(ただし狭義の法律だけでなく、それを含めた法的なるもの、あるいはルール一般)においてさえも、十分に美的契機を見出すことが可能であるということである。

美意識または美的判断について

もとより、人はあらゆる事象に対して、美なるものをほとんど「瞬時に」無意識もしくは本能的に感じ取っているのではないであろうか。公式・非公式あるいは日常の場における言動の多くは、そのような「瞬時の」美的判断の連続したものであるようにも思われる。

「美」を感じるとは言っても、上述のように必ずしも「自然や芸術」などを前にして味わうといったものだけに限られるのではなく、たとえば、自分が話すコトバや何気ないしぐさですら、程度の差はあれ人は決して無自覚にそれを「選択」しているのではない、と思われるのである。不意に出たコトバでさえ、なんらかの効果(他者の共感や反感等)を瞬時に期待して出たものとも言えるのである。効果を期待するというのは、期待を叶えてなんらかの「快(あるいは満足)」を得たいとの「計算」が働くからである。そのため、不意に口を衝

いて出たコトバといえども、実はきわめて瞬時の「計算」の上でそのコトバを選んで発したということが考えられるのである。

したがって、選ばれるコトバは、効果が期待できないような「汚い」もの、すなわち美的でないようなものではないはずである。やはり、当人としては「快」に通じる「美的な言語表現」を選択するというのが、いわば人間の深層心理なのではないであろうか。このような心理は人間にかなり共通のものと言って差し支えないであろう。ところが、こと美意識もしくは美的判断に関しては、実に千差万別と言うべく、予想外の表象がなされることもまれではない。先の、期待を叶えるべく発した「汚いコトバ」もその一例である。

すなわち、美意識・美的判断はきわめて主観的・個人的なものであることはもとより、「同一の判断基準」といったものもなく、また、自覚的なものから無意識的な直感とも言うべきものにいたるまで、そのレベルはおのずと異なっている。ここに、各人の美意識のズレによるさまざまな形の応酬や「争い」がうまれるひとつの要因が存するように思われるのであるが、いずれにせよ、人それぞれが、こうした様々なレベルの美的判断のもとに、より美的と感じるコトバ（話しコトバ、書きコトバ）や行為・行動、しぐさ・態度等を選択しているのではないかと思われるのである。

こうして、美的判断は「同一の基準」に基づくものではないから、たとえば、A自身も「汚い」と感じつつ発したコトバと同じくBが「汚い」と感じて、両者が感じた「汚さ」はもちろん双方それぞれの内なる美的判断基準に基づくものであって、ある意味では「偶然の一致」とも言えるものである。たまたま両者が「汚いコトバ」と感じたのは、その時代にその社会がある程度「共有」している美的価値判断基準に従ったまでのことでもあろう。基本的に人は社会的制約を逃れることはできないのであるから、どれ程美的判断の主観性を強調してみたところで、やはり当該の判断は社会的かつ歴史的な規定を受けて多かれ少なかれこれに制約されることはやむを得ないと思われる。したがってこのことは、その「汚いコトバ」も時代や社会（あるいは特定地域）の美的価値観の相違によって「逆転」あるいは「変遷」することも当然にあり得るということであり、しかも「時代の美的価値観」も美的判断の主観性に規定されるため、そこには厳密な意味での「同一の基準」はなく、或る時代に「汚いコトバ」も別の時代には「美しいコトバ」ともなり得るし、また同時代においてさえ、同一のコトバに対しては美醜どちらの評価もなされ得るのである。「共有され

た美的価値判断基準」とはいつても、多分に偶然的で流動的であることは免れないであろう。これも経験上明らかであろうと思われ、とくに「美」に関してはこのことが強調されるであろう。

いずれにせよ、こうして、A自身も「汚い」と感じつつ発したコトバではあるが、ではなぜ、Aは通常なら避けるであろうそのような「汚いコトバ」をあえて選択したのであるか。これについては既に述べたように、Aとしてはそれを口にすることでなんらかの「快」に通じる効果を期待したからなのである。すなわち、Aはその「汚いコトバ」に美的価値を見出したからこそそのように表現したと考えるほかないのである。Bにとっても、汚く・不快で・聞くに堪えないAのコトバではあるが、しかしAとしては逆に、それに対して美的価値を見出したわけである。

ここでの「汚いコトバ」(醜)は、それに対する「きれいなコトバ」(美)と対立関係にある。「美」と「醜」は、論理学でいわゆる反対対当関係 (contrary opposition) にある概念であるが、これらの対立概念はいずれも主観的判断にかかるものであるゆえに、上の例で言うと、Aが一方で「汚い」と感じつつ、しかしながしかの美的なるものを「優先的に」感じ取って発したその「汚いコトバ」には、Aにとってのいわば「負の美的価値」⁽⁶⁾があると言うことができるであろう。

ただし、先の「汚いコトバ」についても示唆したことだが、ここで留意すべきと思われるのは、「醜」という判断に基づいているとはいっても、必ずしもそれが判断主体の内部において「醜なるもの」として観念され、表象されることは恐らくないであろうということである。美醜いずれであれ、判断主体においては、表象される当該の対象はやはり美的であると意識されていると思われるのである。「醜なるもの」になにがしかの美を感じ取り、そこに価値を見出すからこそ、他者からは醜と評され、且つ自分自身も醜と感じつつも、なおあえてこれを選択するということは、当該行為者(判断主体)にとってはそれが明らかにヨリ美的なるものと感じ取られるからではないであろうか。「美的な醜」⁽⁶⁾と言い得るものもあるのである。

こうしてわれわれは、ともかくも美的判断を繰り返しながら日常を送っていると考えることができるのである。

規範をめぐる美意識

そしてここに、マナーやモラルに反する行為、あるいは違法行為の心理的契機の一斑を見出すことができるようにも思われるのである。

もとより、これらの「違反行為」と「マナー・モラル・法に適った行為」とは観念的に対立するものである。とくに前者に対してはなんらかの制裁 (sanctions) が伴うことから、一般的に社会的もしくは国家的に否定的な評価が下される。そもそも、「マナー違反・モラル違反・法律違反」という表現自体に、それらの行為に対する否定的ニュアンスが込められているとすることができる。美的判断ということから言えば、それらは「汚い行為」「醜い行為」などと判断されることになる。しかしこのような判断自体も、基本的には個人的価値観に基づく主観的な判断であり、「マナー・モラル・法に適った行為」と「マナー違反・モラル違反・法律違反」とを美醜の観点から捉えるならば、後者に対する非難や批判は、結局は個人的な美的判断がその根底にあるということになるのである。

と同時に、このことは、マナーやモラルに即した行為および合法的な行為を選択する、あるいは選択しないという心理についても言い得るのではないであろうか。「不道徳な行為」や「違法行為」が後を絶たないのも、それに対する制裁 (sanctions) の有無とは必ずしも密接な関係がないようにも思われるのである。もちろん、(社会的ないし法的等の) 制裁を被りたくないとの理由から、あえて「不道徳行為」や「違法行為」が忌避されることも考えられるだろう。また、「不道徳」とも言えないが「道徳的」とも評し難い行為や文字どおりの「道徳的行為」、さらには「適法行為」が選択される場合もあるであろう。これらの行為が一体いかなる「選択基準」に基づいてなされるのであろうかと問うなら、上記のように、それは根元的には行為主体の美意識ないし美的判断に基づくということになる。たとえば、選法というのはいわば結果であって、その行為を促す根元的な心理的契機はやはり行為者の美意識ではないかと思われるのである。そうであるからこそ、法が規定し、命じている事柄であっても、しばしばこれが守られないという事態が生じるのではないであろうか。法が、文字どおりの法的行為の準則、しかも制裁 (sanctions) 措置等を用意して一定の行為を求める規範であるならば、こと法的行為に関しては違法行為とか脱

法行為などにはあり得ないはずであると言ったら言い過ぎであろうか。

もちろん、行為者の美意識のみですべてを説明することは一面的であり、暴論でもあり、また汎美主義的でもあるとの批判は十分に予想される。

しかし、それならば、遵法を促す準則、あるいは法に従う論理もしくは理由とは一体何なのであるか。ただ法が命じているからか、あるいは違法行為に対して国家が制裁措置を用意しているからか、さらには「良心」が法に従うことを命じるからか。種々の理由が考えられるであろうが、私にとっての関心は、むしろ法に従わない理由・心理は何であるのかということの方にある。

さて、「社会あるところ規範（法）あり」また「法あるところ社会あり」とは古くからの法格言である。ここには社会（あるいは国家）と規範（あるいは法）との関係が端的に表現されていて、法学者が好んで用いるところとなっている⁽⁷⁾。

この表現自体には、社会と法との関係のごく一部が事実として示されているに過ぎない。大小さまざまな社会組織や「国家」には、その「秩序」維持のために法をはじめとして種々の規範が定立されることは歴史的にも経験上も明らかであり、上の法格言はそのことを表現したものであるであろう。

社会・国家においては、なによりもそれぞれの成員に対してその規範（法）への遵守が求められる。規範の定立者（または「立法者」）、あるいは規範定立（または「立法」）過程いかんにより、その規範（または法）の性質もさまざまに規定されるであろうが、要するに、強権的・「民主的」・または生活習慣等のいずれであれ、すなわち規範定立の仕方はどうであれ（もちろん、これ自体も重大な問題ではあるが）、「社会」における「法」の定立はその「秩序」維持という社会の本能に由来するものであると言っても差し支えないであろう。そうすると、その成員にとっても、自分自身の拠って立つ社会組織の（規範ないし法）秩序の安定はその者自身の存在の安定にも通じることになり、したがって制裁（sanctions）等によって自分自身の安定をも揺るがしかねない「秩序破り」は決してその者にとって「得」にはならないはずである。このように考えると、ごく単純ではあるが、法ある社会には「違法行為」なるものは生じるはずがないとも考えられるわけである。

それにもかかわらず、現実には規範が破られ、違法行為も絶えることがない。マナー違反やモラル違反を嘆き、「無作法」を批判する多くの著書をはじめ、

その種の新聞投書も読者投稿欄では日常のものになっているし、毎年、民事・刑事合わせた訴訟件数ばかりでなく、裁判に至らない事件や紛争も膨大な数に上っている。

一体これをどのように理解したらよいのか。私はここに、美的判断を介することの意義を見出すのである。すなわち、これによって、法に従う理由と法に従わない理由とは実は同根ではないかと、私には思われてくるのである。

法に従わない理由

では、人が法に従わない理由として何が考えられるであろうか。法違反に対して制裁が課せられることは誰しもが知っている。幼児とて、親の指示や言いつけ、あるいは両者の約束（「親子間のルール」）を守らなければ、親から叱責される（制^{ケンツツ}裁）ことは経験上分かっている。

ロジェ・カイヨワは、美には、人間が自然の中に見出す美と、人間が自発的に創造する美の二種類の美があると言う⁸⁸。これに従うと、人間社会がその秩序維持のために創り出す法規範や社会規範にも美なるものが認められてよいはずである。もっとも、当該規範が、その定立目的や趣旨に照らして、当初から芸術作品のように見做されることは通常あり得ないことではあろう。先述のように、法をはじめ種々のルールに対して人々は概して否定的な受け止め方をする。しかし、次のような見方もある。「例えば人を殺すことの目的でできた刀の中に、いつの間にか、いらだったり、血迷った心をしず^{しづ}寂めるような感じをもつ秩序と線が、現れたりする」⁸⁹。このような見方にしたとすると、法の直接の目的とは別に、あるいはその目的をも含めて、法的な用語や言い回し、その全体的な秩序世界に対してある種の美が見出されるということも十分にあり得るのではないかと思われるのである。そこに人は美的なるものを感じ取り、当該秩序のもたらすであろう調和もしくは親和の状態を善しとするのである。これは、どちらかというとなら法秩序に対する肯定的な意識に通じるであろう。法に対する「拒否感」が内外で見受けられるとはいっても、一定の秩序に対する心理志向には普遍性があるとも言えるので（そうでなければ、人類はすでに滅んでいる？）、多かれ少なかれ、人は法に対してなんらかの「美的なるもの」を感じ取っているのではないかと察せられるのである。

もちろん、反対に当該の（法）秩序に対して否定的な評価がなされることも

あり得る。それは、評価主体固有の美的判断に基づいて、当該秩序に否定的評価を下すのである。したがって、秩序そのものを否定しているわけではなく、あくまでも当該秩序が自己の美意識に反するというに過ぎない。「法嫌い」といっても、「秩序」に対する心理志向があることまでは否定できないのではないだろうか。ここに一種のジレンマも生じる。

法的秩序において重視される諸概念には、たとえば、「正義・公平・公正」等のものがあるが、これらとて一定の価値観を帯びた概念ということができよう。

まずそれらの概念を善しとする意識の根元^{こんげん}には、それらに対する美意識ないし美的判断があるのではないかというのが私の考えである。そしてそれらを美的と感じるのは、恐らくその対立概念との対比においてであろうと推察される。すなわち、「不正義（または不義）・不公平・不公正」といった対立概念と対比して、これらを醜^{みにく}、そして「正義・公平・公正」を美と感じ取るのである。そもそもこのような対立概念を生み出すこと自体、その意識の根元には確固たる美意識が横たわっているからではないであろうか。「正邪」「善悪」を判断する以前に、その判断をもたらす美意識がまず働くように思われるのである。

いずれにしても、前述の「反対対当概念」は、法的秩序世界における大きな土台をなしていると思われる。

法的秩序はまさにこの対立概念によって形成されているとさえ考えられる。人は正義・公平・公正を「美なるもの」としてこれに「快」を覚え、反対に、不正義・不公平・不公正を「醜」として「不快」を感じる。これが、いわば常人の感覚（common sense）ということになり、（法）秩序はこの素朴な（法）感覚によって成り立っていると考えられる。もちろん、人それぞれが何に正義を感じ、何を以って公平・公正と判断するかは時代により社会により様ではないであろう。しかし、いずれにしても、正義・公平・公正なりと判断するのは、概念の「反対対当性」に基づくものであることは確かなのではないであろうか。この意味で、「規範（Normen）」という秩序世界を形成しているのは一連の対立概念であると考えられるのである。

試みに、ここでわが国の現行法にみられる立法目的ないしそれに類する条規を少しく例示すると、次のような表現が見てとれる。アト・ランダムに挙示してみる（傍点は筆者）。

- 1) 日本国憲法前文「日本国民は、正当に (duly) 選挙された国会における代表者を通じて行動し、…」
- 2) 公職選挙法1条「この法律は、日本国憲法の精神に則り、…その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し…」
- 3) 警察法2条2項「警察…は、その責務の遂行に当っては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、…その権限を濫用することがあってはならない」
- 4) 道路交通法1条「この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、…」
- 5) 風営法⁽¹⁰⁾1条「この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、…その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする」
- 6) 民法1条2項「権利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ従ヒ誠実ニ之ヲ為スコトヲ要ス」、同3項「権利ノ濫用ハ之ヲ許サス」
- 7) 酒酔い迷惑法⁽¹¹⁾2条「すべて国民は、飲酒を強要する等の悪習を排除し、飲酒についての節度を保つように努めなければならない」
- 8) 労働基準法1条2項「…労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない」同4条「使用者は、労働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱をしてはならない」

その他、ほとんどの法律にこの種の表現を見ることができる。

これらの規定に見られる、「正当に」「自由に」「公明且つ適正に」「不偏不党且つ公平中正」「濫用」「危険」「安全と円滑」「善良の風俗」「清浄な風俗環境」「健全な育成」「業務の適正化」「信義」「誠実」「悪習」「節度を保つ」「低下」「向上」「差別的取扱」といった表現には、すべてその反対概念との対比において肯定的もしくは否定的な価値が与えられ、立法者の期する秩序が宣言されているのである。しかしそれ以前に、これらの概念には、あるべき秩序に対する立法者の美意識が明瞭に現れていると、私には思われるのである。

このほか、判例においても同様の表現や言い回しを見ることができる。判例の場合は、「公平・無私」を装ってはいるものの、裁判官の美意識をより明瞭に読み取ることができるように思われる。とくに、近時「裁判官の判断におけるスジとスワリ」といったテーマの研究がなされているようであるが⁽¹²⁾、こ

においても、裁判官の美意識や美的判断を抜きに論じることはできないように思われるのである。

しかし、さらにここで留意すべきと思われるのは、これらの概念に対して美的判断をなすことができるためには、一定の「学習」が必要だということである。換言すれば、一定の「知力もしくは知性」が備わっていないければ、これに関する美的判断は十分にできないであろうということである。

上記のような諸概念だけではなく、さらに法的論理というものの持つ美的要素を感じると感覚がなければ、それらはたんなる、人を拘束する文字の羅列でしかないだろう。また、法が想定する秩序に対してなんら美的なるものを感じ取ることができなければ、同じく、法を桎梏以外のなにものでもないと感じるだけであろう。

これらは、各人の「知力」と美的感覚の多寡に左右されるものではあるが、しかし、先述のように、美的判断とはたんに自覚的になされるものだけに限定されるものでは必ずしもなく、「無意識」「無自覚」になされるということも多分にあると思われるのであるから、この点で知力は不要であるようにも思われるが、そうとも言いきれない。

これも前述の例と重なるが、人がある（法的な）行為を選択するということは、そこには当該選択者自身のなんらかの選択基準があるはずなのである。なぜAを選び、Bなる選択肢を否定したのか。損得勘定からか。もちろんそれもあるだろう。しかしそうであるとしても、得の選択は、選択者の美的判断、美的心理志向の現れということではできないであろうか。得は快をもたらす。快は美に通じるゆえに、快をもたらす得の選択は「美的」でもあるということになる。同様に、あるいは逆に、損を、それと認識しつつ、なんらかの理由から選択した場合も、それは前者（「得」）よりもさらに選択者の美意識を示すものといえるように思われるのである。したがってこの意味で、得を選ぶのも損を選ぶのも、いずれもそれを選択することが、当該選択者になんらかの快をもたらすからだということ、したがってその意味で、いずれの場合も、それは美意識、美的判断が選択の根底にあるからだと言うことはできないであろうか。

一事が万事そうであるかどうかについては尚検討の余地はあると思うが、私の考えでは、これは「然り」と思うのである。

違法行為により制裁（sanctions）という損を被る。にもかかわらず、法を犯す。法違反によって得られるであろう得（快）の感情が優ったのである。図

式は存外に単純である。

法に従わないという理由も、この事から説明が可能であろうと思われる。

「マナー違反・モラル違反・法律違反」等、総じて「法」に従わない行為は、人それぞれの「知的レベル」に対応した美意識がそのような法違反行為を選択せしめると考えられるのである。なんらかの違反行為を選択する動機・理由は、先述のように、その行為によってなんらかの快が得られるであろうことが期待されるからなのであり、したがって当該行為を選択することはそこに行為者が美的なものを感じ取るからであると思われるのである。

ところで、ここでいう法なるものも、現実の人間（「立法者」だけとは限らない）が、一定の秩序実現およびその維持を期して定立するものである。「自然法」といっても、その名称の紛らわしさとは裏腹に、たとえば「神」が制定したものなどでは決してないことは明らかで、文字どおり人為によるものであることは言うまでもない。「道徳」、「慣習」、「宗教上の教義」等、すべて然りである。人の手になるこれらの「法」には、したがって「定立者の美意識」がその根底に流れていることは否定できないであろう。

このように、元来個々人の美意識に基づいて定立された「法」であっても、それが志向する一定の秩序が支持され、さらに敷衍してゆくならば、その限りにおいて美は客観性を得たと評することもできるだろう。しかし、もちろんこれは「コトバ」の上でのことであって、客観的な美なるものは事実上ないと言えよう。

こうして、法にはその定立者の美意識が根底に流れているという限りで、法秩序は主観的なものと言うことができるのであるが、ここに、その美意識に共感しない（あるいは共感し得ない）他の美意識との間に「ギャップ」が生じるひとつの原因を見て取ることができるのである。先の「知力」との関連では、法に従わない、あるいは従うことができないというのは、すなわち法定立者との間に「美的知覚力」の点で格差が存在するからであるとも考えられるのである。

秩序をめぐる美意識

「仲よきことは美しき哉」とは、武者小路実篤が色紙に好んで書いた定番の文句として有名であるが、実はこの文句こそ本節のポイントを簡潔に表してい

ると言うことができるだろう。

まず、「仲よきこと」とは、(人間) 諸関係(たとえば、家族関係、対人関係=社会関係、国際関係等)において秩序および調和が保たれている状態の謂であろう。

つぎに、「美しき哉」とは、そのように秩序が保たれ、調和している状態に美を感じ取っていることを表したものであろう。

秩序もしくは調和という状態または概念は、一般的にも美的評価の要素と見做されると思われる。もちろん、「調和を欠く」事象に対して美を感じ取っても一向に差し支えないが。

このような秩序を社会にもたらし、社会を調和あるものとするひとつの手段が、すなわち法である。法には、前述のように定立者の美意識が介在していることは否定し得ないが、しかしその機能は、社会に対して一定の秩序づけを行うことであることもまた否定し得ない。

秩序づけとは、たんに人々に一定の行為を命じることだけでなく、また、社会構成員間で生じた「(法的) 紛争」を解決して日常を回復することまでも含むであろう。

「日常」とは、ある種の「調和」である。それに対して、(法的) 紛争・いざこざ・もめ事・喧嘩等は、いわば非日常的現象であり、したがって「調和を欠くもの」、「不快なもの」、したがって「美しくないもの」と評価することが可能である。

このような、紛争解決への導き・手段として機能する法は、この意味で「調和実現の道具または手段」と言うこともでき、また「秩序の体现者にして秩序の維持者」と規定することもあるいは可能であろう。いわば、法は「秩序実現の指標」との価値規定を与えることすらできるようにも思われる。したがってこの意味で、「法は万人にとって心地よきもの」であるはずである。

しかし、必ずしもそうではないというのが現実でもあろう。すなわち、紛争当事者もしくは利害関係人にとっては、ある種の法は「敵対者に加担するもの」として現れることもあるからである。利害なき第3者から見れば、法によって実現される秩序、またはそのような秩序ある社会には、確かに「調和」が認められるであろう。当該秩序や法の性格を度外視して言うなら、その限りで、秩序ある社会を実現している、もしくは実現すべく定立された法は「美しい」ものと言うことができる。

しかし、当事者にとってはそうではないのである。もっとも、その当事者も、「敵対者」に加担する法以外の法に対しては、利害なき第三者として、法の秩序維持機能等に対してなに程かの「心地よさ」ないし肯定的評価をすることもあろう。

先に、「調和の美」について触れたが、基本的には、人はあらゆる分野・領域、すなわち人間関係、社会生活、家庭生活、さらには人生そのものに対してさえ、そこにおける「調和」を望んでいると言うことができるのではないであろうか。

もとより、たとえば人間を含めた「自然界」の生きとし生けるものはすべて、なにか共通の力とでも言うべきものによって、基本的に「調和」の状態を「善し」としているように思われてならない。ヒトをはじめとして、あらゆる動植物には、自身の生命体保持の本能からか、自然治癒力あるいは自然回復力という・その「身体」に対する侵襲や傷害に対する防衛・修復機能が備わっている。身体に対する侵襲の程度にもよろうが、例えば、人体に細菌が侵入すると、白血球やリンパ球がそれに立ち向かって人体を守ろうとするということはよく知られている。骨折をしたり、切り傷を負っても、やがて身体は元に戻る。病を得ても、通常は回復をする。さらに、樹木の幹に刃物で傷をつけると、傷痕こそ残れ、やがてその部分も治ってゆく。実際、われわれは経験上、これらのことに対して揺るぎない確信を持っているように思われる。しかし、なぜ自然の治癒・回復なのか、と改めて考えてみると、どうも、生きとし生けるものすべてが、いわば法則的に「調和」を希求しているとしか思えないさまざまな証左をそこそこに見出すことができるのである。ここに、自然はすべて、なんらかの調和を希求するという命題（あるいは法則といってもよいかもしれない）が成立する。

人間社会というものも、もはや人為・人工のものとは言えないほどに、人間にとっては自然のものとなっている。「調和の法則」とも言うべきものが、実は人間社会においても十分に貫かれていることを、われわれは日常的に経験しているのではないであろうか。

上記の（法的）紛争・いざこざ・もめ事・喧嘩等は、いわば人間関係において生じた病とすることができる。このような事態が生じると、われわれは当然のように何らかの方法でこれを鎮めようとしたり、解決方法を探ろうとしたりする。なぜそうするのであろうか。なぜ紛争は解決されなければならない、いざ

こざ・もめ事・喧嘩も鎮められなければならないのであろうか。考えてみれば不思議であるが、人間の心理としては、たとえば紛争を心地よい（「快」）と感じることは、ごく例外的な場合を除けば恐らく皆無と言ってよいであろう。やはり、紛争という事態は、人間関係においてもたらされた「病」すなわち「不調和」状態なのであって、したがって「調和の法則」に反する（すなわち「醜」）ゆえに、人は当然のごとく調和（すなわち「美」）の回復に努めるのではないのであろうか。これが、いわば人間社会に備わった自然治癒力とも呼ぶべきものであろうと思われるのである。

紛争も、いざこざも、もめ事も、喧嘩も、果ては戦争でさえ、こうして「調和の法則」に反するものとして、当然のごとくに解決が図られるのではないであろうか。

しかしこのように言っても、「美意識」との関連では、それら紛争状態のいずれに対しても、たとえば「喧嘩の美学」とか「戦争の美学」というように、不調和状態に対して美的なるものを感じることもないわけではないのである。前述のように、人はその「知力」によってあらゆる事象に美を感じ取ることができるからである。

まことに美的判断なるものは自在であると言わざるを得ない。

まとめに代えて

美についての思索の歴史は、古代ギリシャのかのソクラテス、プラトン、アリストテレスに遡るほどに古い。近代に至って美学の体系が形成されて以来今日まで、美とは何かという問題が連綿と論じ続けられてはいるものの、その意味するところは未だ明瞭とはなっていない。しかし、美的判断の主観性に照らせば、それもやむを得ないことなのかもしれない。主観的・個人的であるゆえに一層さまざまな解釈や議論が並び立つことは当然であるからである。

美という高度の観念世界はじつに奥深いといわなければならない。もとより一介の法学徒である私がこの美的世界に不用意に足を踏み入れ、その観念の世界に長逗留して居を構えるほどの覚悟も勇気も今のところないが、それでも美の主観性ということに支えられて何ほどか思索をすることもあるいは許されるであろうと考えたのである。

また、「法（Recht）の目標は平和である」とはイェーリングの有名な言葉

であるが、法の本質や理想や目的等については、哲学者、法学者等により、古来さまざまに考察されつづけて今日に至っている。しかし、どのように考察されようと、考察者の美意識の介入は不可避であるというのが目下の私の考えるところとなっている。

法自体も人為によるものであるから、基本的には定立者の美意識が介在していることも間違いのないところであろう。

法的な用語、言い回し、思考様式といった客観的な共通項を介しながら、その実きわめて主観的な美的判断の応酬が法(学)の世界で展開されているという印象を抱いてからしばらく経つが、法と美をめぐる問題についての私の考察はまだ緒についたばかりである。今後も、法と美の一般的考察をはじめ、「各論」的なテーマについても少しく考察を続けてゆきたいと考えている。

《注》

- (1) Gustav Radbruch, Rechtsphilosophie, 3.Aufl., 1932, § 14. Ästhetik des Rechts, S. 105-108 (Ges.-Ausg./G. Radbruch. Hrsg. v. Arthur Kaufmann, Bd. 2, Rechtsphilosophie, 1993, S. 339-342), ders., Vorschule der Rechtsphilosophie, 1948, § 9. Ästhetik des Rechts, S. 83-93 (Ges.-Ausg./G. Radbruch. Hrsg. v. Arthur Kaufmann, Bd. 3, Rechtsphilosophie, 1990, S. 200-211), ラートブルフ(田中耕太郎訳)『法哲学』(ラートブルフ著作集第1巻, 東大出版会, 1961) 259-264頁, 同(野田良之・阿南成一訳)『実定法と自然法』(ラートブルフ著作集第4巻, 東大出版会, 1961) 169-189頁。なお, Gustav Radbruch, Grundzüge der Rechtsphilosophie, 1914, S. 190-205 (Ges.-Ausg. 2/G. Radbruch. Hrsg. v. Arthur Kaufmann, Bd. 3, Rechtsphilosophie, 1993, S. 180-195) および, ラートブルフ(山田晟訳)『法哲学綱要』(ラートブルフ著作集第2巻, 東大出版会, 1963) 198-210頁においても, 解釈に関して法学と美学とを対応させている。
- (2) たとえば, 英語には「A good lawyer is an evil neighbour」, またドイツ語にも「Ein Jurist ein böser Christ」といった, 法律に詳しく・何かと法律に訴えるような人(法曹や法学者のみではない)を皮肉な法格言があることはよく知られており, また欧米各地にもこの種の格言があるという指摘から推察すると, 法に対する否定的イメージが内外共通のものでもあるらしいことがうかがわれる。これにつき, 柴田光蔵『法格言ア・ラ・カルト』[活ける法学入門](日本評論社, 1986) 34-43頁, 同『ことわざの知恵・法の知恵』(講談社現代新書, 1987) 44-49頁参照。なお両著では, 「A good lawyer」が「よい法律家」, 「Ein Jurist」が「法律家」と表記されているが(これが従来の日本語訳でもあるが), 実はこれはかつての法律家による誤訳であろうとの指摘がなされている(山崎正男・福永有利・小川浩三『法のことわざと民法』(北大図書刊行会, 1985) i-iv頁)。たとえば, 「She is a good pianist」は「彼女はよいピアニストである」というよりも, 「彼女はピアノが上手だ」と一般に訳されること, また, 前記法格言の含

- 意するところから、私もその指摘のとおりだと思う。また、フレッド・ローデル（清水英夫・西 迪雄訳）『禍いなるかな、法律家よ！』（岩波書店、1964）も参照。
- (3) 竹内敏雄編修『美学事典（増補版）』（弘文堂、1974）147 頁参照。
 - (4) 「直感性」「直観性」の語は、佐々木健一『美学辞典』（東大出版会、1995）12 頁に拠った。
 - (5) ポール・フルキエ（原好男・菅野昭正・田村毅訳）『哲学講義 3 行動 I』（ちくま学芸文庫、1997）515 頁。
 - (6) ポール・フルキエ、前掲書 516 頁。なお、前掲注（3）『美学事典（増補版）』209-210 頁も参照。
 - (7) 柴田光蔵、前掲注（2）『法格言ア・ラ・カルト〔活ける法学入門〕』76-79 頁、田中耕太郎『世界法の理論』第 1 卷（岩波書店、1932）46-47 頁参照。
 - (8) ロジェ・カイヨワ（山口三夫訳）『自然と美学』（法大出版局、1972）39 頁。
 - (9) 中井正一『美学入門』（朝日新聞社、1975）18 頁（初出は河出書房「市民文庫」1951）。
 - (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（1948 年 9 月施行）
 - (11) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（1961 年 7 月施行）
 - (12) <座談会>（加藤新太郎・田尾桃二・松村良之・太田勝造・岡本浩一）「裁判官の判断におけるスジとスワリ」判例タイムズ 891 号、1996、13-43 頁。